

「いじめ防止基本方針」

鈴鹿市立合川小学校

令和5年4月改訂

目 次

I	学校いじめ防止基本方針の策定にあたって	1
	はじめに.....	1
	いじめ防止等に関する基本理念.....	1
II	いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	2
	1 学校いじめ防止基本方針の対象.....	2
	2 「いじめ」とは.....	2
III	学校でのいじめ防止等のための基本的な考え方	4
	1 いじめの未然防止	4
	2 いじめの早期発見	4
	3 いじめへの早期対応.....	5
	4 いじめの再発防止	6
	5 重大事態への対処	6
	6 インターネットや携帯電話，スマートフォン等の利用	7
	7 家庭の役割.....	8
	8 学校・家庭・地域との連携.....	8
	9 中学校や放課後児童クラブ，スポーツ少年団等との連携	9
	10 関係機関との連携	9
	11 教職員の資質向上と大人の意識の向上	9
	12 日常の点検と評価	10
IV	いじめ防止等のための校内組織について	10
V	いじめ事案が発生した場合のフロー図.....	11
VI	いじめの相談窓口	12

I 学校いじめ防止基本方針の策定にあたって

はじめに

いじめは、子どもの健全な成長を阻害する要因となるだけに留まらず、時として潜在化、長期化、深刻化することがあります。そのため、被害を受けた子どもが心身ともに傷つき、誰にも相談できずに絶望感や無気力感から自殺まで考えざるを得ない状況に追い込まれてしまうこともあります。

また、いじめの被害を受けている子どもは、それが深刻であるほど保護者や教師に心配をかけたくないという気持ちや、もし大人に相談していることが相手に知られたら、いじめがさらにエスカレートするかも知れないという恐怖心から、いじめに加担している子ども以上にその事実を隠そうとすとも言われています。

さらに、現代社会では、インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの情報通信機器が急速に普及し、新たないじめのツールとなるだけでなく、いじめの実態を一層分かりにくくしています。

本校では、平成 26 年 9 月に策定された「鈴鹿市いじめ防止基本方針」に基づき、学校内外における様々ないじめ防止の推進に向けて、学校、家庭、地域が一体となって取り組むための「合川小学校いじめ防止基本方針」を策定し、全ての児童が安心して学び、生活できる教育環境づくりに取り組んできました。

その後、平成 30 年 4 月にいじめ問題を克服するため、三重県いじめ防止条例（以下、条例という。）が施行され、平成 31 年 3 月に県の基本方針が条例で規定されている内容を反映し改訂されたことを受けて、令和 3 年 3 月に「鈴鹿市いじめ防止基本方針」が改訂されました。また、令和 4 年 5 月に取りまとめられたいじめの重大事態の対処に係る三重県いじめ対策審議会からの答申や、令和 4 年 8 月に、三重県教育委員会と三重県子ども・福祉部によるいじめ防止対策ワーキンググループで取りまとめたいじめ防止の対応策を反映した内容にするため、令和 5 年 3 月 31 日に「三重県いじめ防止基本方針」が、令和 5 年 3 月に「鈴鹿市いじめ防止基本方針」が改訂されました。

このことを受けて、本校でも、「合川小学校いじめ防止基本方針」の見直しを行いました。引き続き、全ての児童が安心して学び、生活できる教育環境づくりに取り組んでいきます。

いじめ防止等に関する基本理念

- ◎児童にいじめの問題の重要性を理解させ、その防止に努めます。
- ◎いじめを発見したら素早く対応し、重篤化させません。
- ◎教職員は、いじめが行われなくなるように鋭い人権感覚を磨きます。
- ◎地域ぐるみで、いじめの問題に取り組みます。

II いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 学校いじめ防止基本方針の対象

学校いじめ防止基本方針は、本校に在籍する児童を対象とし、基本理念の実現を目指します。

2 「いじめ」とは

① いじめ防止対策推進法（以下、法という。）第2条及び条例第2条での「いじめ」の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

② 「いじめ」の定義の解釈

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行います。

この際、いじめには、多様な態様があることを踏まえ、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

このことは、例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。ただし、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。

また、「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人的関係を指します。

さらに、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。加えて、いじめられた児童の

立場に立って、いじめにあたると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。

具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を情報共有する必要があります。

③ 具体的な「いじめ」の態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

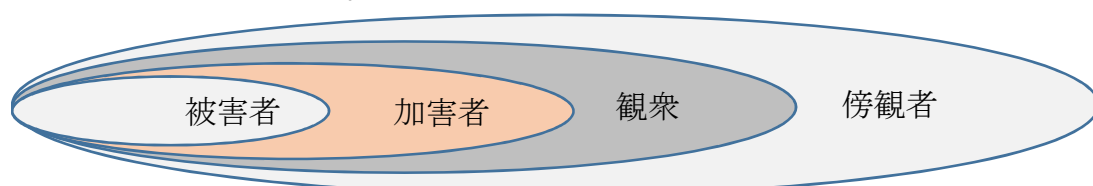
これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

この場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

④ いじめのとらえ方

「いじめ」について次のように認識し、いじめの防止等の対策を推進します。

- ・いじめは重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、どの学校でもどの児童生徒にも起こり得る問題であり、被害と加害が入れ替わる等、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る。
- ・いじめは、学校の内外を問わず起こり得る問題である。
- ・表面化した問題があれば、そこにつながる小さな芽も日常的に出ている。
- ・いじめは、「いじめ」を行う子どもと「いじめ」を受ける子どもだけでなく、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」から成る集団の課題としてとらえる。



【 いじめの四層構造（森田洋司 他による「いじめの四層構造」を参考に作成）】

Ⅲ 学校でのいじめ防止等のための基本的な考え方

1 いじめの未然防止

いじめは「どの児童にも起こり得る」問題であることを十分認識し、いじめの未然防止に向け、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校教育全体を通じて全ての児童一人ひとりに徹底するとともに、発達段階に応じ適切に指導します。

- (1) 特別の教科道徳を含めた教科指導はもちろんのこと、学校教育活動全体を通じて計画的な指導及び人権教育を行い、いじめを許さず、いじめを見抜く人権感覚を持った児童の育成に取り組むとともに人権を尊重する集団づくりに取り組みます。
- (2) いじめの防止や早期発見に必要な見方・考え方を育てたり、児童がいじめを発見した時の対応方法を身に付けたりする学習を促進します。
- (3) 学級活動や児童会活動などにおいて、いじめの問題について取り上げ、教職員の適切な指導助言を通じて、児童がお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする取組の充実に努めます。
- (4) 言葉や暴力によるもの、また無視や嫌がらせ等とともにインターネットの掲示板や携帯電話のコミュニティサイトへの匿名性を利用した個人を攻撃する書き込みなど、様々な形で存在するいじめへの対策として、ネットリテラシーや情報モラルを育む教育に取り組みます。
- (5) いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、表面的な指導や対応に留まることなく、その改善や、ストレスに適切に対処できる力を育むとともに、居場所づくりや絆づくりにも力を入れ、全ての児童の自己肯定感、自己有用感、充実感を高め、社会性を育むことのできるよう学校教育活動の充実に努めます。
- (6) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。
- (7) 学校として特に配慮が必要な児童については、教職員が個々の児童の特性を理解し、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、必要に応じて、保護者や周囲の児童に対してその特性の理解を促すことに取り組みます。
- (8) いじめは、児童だけの問題ではなく、社会が抱える様々な問題や大人の姿勢、家庭におけるしつけなども影響していることに目を向け、いじめの問題への取組の重要性について、家庭、地域、関係機関などと連携した地域ぐるみの取組が推進されるよう普及啓発に取り組みます。

2 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間、場所、手段で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがあります。そこで、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、い

じめを積極的に認知します。

中には、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあることから、からかいや悪口、仲間外れや無視等といったことも見過ごすことなく対応していきます。

また、けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

- (1) 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童に向き合い、変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高くするとともに、「いじめの早期発見のための気づきリスト」（令和4年8月 三重県教育委員会発行）を活用するなどして、児童の悩みや不安をいち早く把握するよう、努めます。
- (2) 定期的なアンケート調査や面談等を実施するとともに、学習用端末を活用するなど、児童が相談したりいじめを訴えたりしやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組みます。（アンケートの実施に当たっては、適切に児童の声を把握できるよう回収方法等に十分配慮します。）
- (3) アンケート調査や面談等において、児童が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、児童からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底します。
- (4) 教職員相互で児童の様子などについて情報共有を図ることができる風通しの良い教育環境を整えるとともに、学校だけで問題等を抱え込まず地域、家庭と連携して児童を見守っていきます。

3 いじめへの早期対応

いじめであることが確認された場合、学校はその日のうちに、校長と関係教職員が情報共有をし、当面の対応を決定して取り組みます。いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通す姿勢で臨みます。

- (1) いじめを受けた児童に対しては、スクールカウンセラーなどの協力を得た心のケアや一時的に緊急避難措置を講ずるなど、いじめから守り通すための様々な対応を行います。
- (2) いじめを行った児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導します。
- (3) 事実関係の究明には、いじめを受けた児童からの丁寧な聞き取りと心のケアを行うとともに、いじめたとされる児童だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集も実施し、事実関係を正確かつ迅速に把握するように努めます。
- (4) 学級担任等の特定の教員が問題を抱え込むことなく、児童の目線に立ち、学校全

体で組織的に対応します。

- (5) 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。
- (6) いじめの事実関係が判明した場合には、家庭や市教育委員会等への連絡・相談を迅速に行い、必要に応じて支援を要請します。

また、アンケート等で虐待が疑われる記載等があった場合には、市等へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応します。

4 いじめの再発防止

いじめの問題は、いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、保護者との緊密な情報共有を行い、再発防止に努めます。

- (1) いじめが発覚した際の指導により解決したと即断することなく、いじめを受けた児童やいじめを行った児童のその後の学校生活の様子等について少なくとも3ヶ月は観察を継続するとともに、周りの児童の協力も得ながら継続して十分な注意を払います。
- (2) 学校教育活動全体を通じ、いじめを許さない学級づくり・集団づくりについて見直す等、児童の実態に応じた必要な指導や取組の改善を行い、いじめを生まない学校風土の構築を図ります。

5 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは

法第28条では、次に掲げる場合となります。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

<例えば次のようなケースが想定されます。>

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<「相当の期間」とは>

年間30日程度を一つの目安とします。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組みます。なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという児童や保護者からの相談や

申立てについても、重大事態が発生したものとして対処します。

(2) 重大事態発生時の対応

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告します。また、市教育委員会を通して、重大事態の発生に関する情報が届いた場合や、学校から報告したいじめが、重大事態と認められる場合には、市教育委員会から事実確認等の指示を受け、対処します。

(3) 学校いじめ防止対策連絡会議との連携及び調査

学校は、当該重大事態の事実関係を明確にするための調査を速やかに行います。市教育委員会が調査主体となる場合は、鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会が調査を行います。また、必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会に参加します。学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ防止対策連絡会議を調査を行うための組織の母体とします。その際には、市教育委員会が学校に対して必要な指導・助言を行います。

また、調査に当たっては、必要に応じて、児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請するものとします。なお、ここで行う調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、学校は、鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会や学校いじめ防止対策連絡会議等に対して積極的に資料を提供します。具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

また、児童が自殺等により亡くなった場合について、詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が市教育委員会又は学校が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとします。

(4) 調査結果の情報提供

調査結果については、児童のプライバシーの保護や関係者の個人情報に配慮しつつ、適切な方法にて、いじめられた児童及び保護者、鈴鹿市教育委員会に結果の提供を行います。

6 インターネットや携帯電話、スマートフォン等の利用

インターネットを利用した、学校非公式サイト（裏サイト）やブログ、プロフ、SNS等に誹謗中傷の書き込みが行われる、いわゆる「ネット上のいじめ」などのトラブルに巻き込まれる危険性が増してきています。その上、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態把握は大変難しいもの

となっています。そこで、サイトや書き込み等の早期発見及び対処については、児童や保護者との連携協力を図るとともに、市教育委員会とも協力しながらインターネット利用の危険性やネットモラルについて指導するとともに、保護者への啓蒙に努めます。

- (1) インターネットや携帯電話，スマートフォン等の危険性について指導するとともに，正しく安全な利用方法等を学ぶ情報モラル教育を推進します。
- (2) インターネットや携帯電話，スマートフォン等の所持や利用に際してのルールづくりといったことは，家庭での教育を中心とし，学校，家庭，地域が共通理解を図りながら取り組んでいきます。

7 家庭の役割

保護者には，家庭での子どもの日常生活に関心を持ち，いじめのサインを見過ごさないようにするとともに，子どもが悩みを打ち明けやすい雰囲気づくりに努めていただくことを働きかけます。また，いじめを起こさないよう，常日頃から命の大切さや人権を尊重した家庭教育の実践を促します。

- (1) いじめは絶対に許される行為ではないこと等，いじめの問題の基本的な考え方等について，我が子に責任を持って徹底して教えていただくよう促します。
- (2) 子どもに十分な愛情を注ぎ，家庭が，居場所のある温かな環境となるよう努め，家族の深い愛情や精神的な支え，信頼に基づく厳しさ，親子の会話や触れ合い，家族団らんの時間を確保していただくよう働きかけます。
- (3) 携帯電話等によるいじめの実態や，子どもの携帯電話等の利用状況にも目を向けていただき，利用するにあたっての家庭でのルール作り等と呼びかけます。

8 学校・家庭・地域との連携

地域全体で児童を見守り，悩みや相談を受け止めることができる教育環境づくりを進める等，いじめの根絶に向け地域ぐるみで取り組みます。

- (1) いじめの問題への基本的な方針や指導計画等を，学校運営協議会，学校ホームページ及び学校だよりへの掲載など様々な方法で公表し，保護者や地域住民の理解を得るよう努めます。
- (2) いじめの問題が発生した際の初期対応や再発防止の過程では，家庭訪問などを通じて，保護者との緊密な連携を図ります。
- (3) 保護者や地域住民には，いじめを敏感に察知し，いじめを受けていると思われる様子を認めた時は，迅速に学校等に連絡する等の対応をお願いします。
- (4) 学校のみでいじめを解決することに固執せず，家庭訪問などを通じて，保護者と緊密な連携を図り解決にあたります。
- (5) 学校運営協議会においていじめの問題を取り上げ，学校，家庭，地域が相互に連携協力した対策を推進します。
- (6) 保護者や地域住民とは，学校行事や地域行事等を通じて積極的に交流を深めると

ともに学校支援ボランティアへの参加を促進します。

- (7) 被害児童や保護者が調査を望まない場合であっても、その理由を把握し、被害児童を全力で守ることを最優先とし、どのような調査を行うことができるか、被害児童や保護者と協議します。

9 中学校や放課後児童クラブ、スポーツ少年団等との連携

中学生が関係したいじめの事案や学校の教育課程外で起こり得る様々ないじめについても対応できるよう、中学校や放課後児童クラブ、スポーツ少年団等とも情報共有を図る等、連携した対応を行います。

- (1) 中学校との連携を密にし、互いの情報を交換するとともに、人権フォーラムの実施などを通じて、いじめのない学校生活を実現するため児童の人権意識の向上を図ります。
- (2) 児童が参加する様々な活動団体の指導者に、いじめの問題への認識を深め、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等、いじめを許さない活動体制の構築等についての啓発を行います。
- (3) 放課後児童クラブとは、児童の交友関係などの情報を交換し、いじめの早期発見につなげます。

10 関係機関との連携

市教育委員会、児童相談所、警察等の関係機関との間では、平素から緊密な情報共有体制を構築していきます。

- (1) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、児童の命や安全を守ることを最優先し、学校警察連絡制度の活用等により、直ちに警察に相談・通報するなど、十分な連携を図ります。
- (2) 学校は、平素から市教育委員会、子ども政策部、警察等の関係機関との間で緊密な情報共有体制を築きます。

11 教職員の資質向上と大人の意識の向上

いじめの問題の背景には、教職員や保護者など、児童を取り巻く大人の言動が影響していることがあると意識して取り組みます。

- (1) 学校生活において教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分に留意し、教育活動に取り組みます。
- (2) いじめの問題についての研修を深め、いじめの問題への適切な対応方法等について研鑽を積む機会を設け、教職員の資質向上を図ります。
- (3) 保護者や地域住民のいじめの問題への取組の認識を広め、教職員や大人が率先していじめの問題に取り組む風土を醸成するための啓発を行います。

1 2 日常の点検と評価

学校におけるいじめ問題の取組については、指導体制、問題行動への対応、家庭・地域・関係機関等との連携・協働など、様々な観点から学校の実態に応じて、教育活動全体に係る日常の点検・評価を行います。

- (1) 学校は自己評価や学校運営協議会による学校関係者評価を適切に行い、児童や保護者、地域住民等の意見や評価も取り入れながら、学習指導や生徒指導等の在り方の工夫改善に取り組みます。

IV いじめ防止等のための校内組織について

校内にいじめに係る委員会を設置し、児童及び保護者、地域に対して、いじめ防止等について組織的・継続的に対応する姿勢を示すとともに、いじめ防止等に対する取組を通して、未然防止及び再発防止に努めます。

- (1) 名称 「合川小学校いじめ防止対策委員会」

- (2) 取組内容

- ① 学校基本方針に規定する取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行います。
- ② いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集及び共有を行います。
- ③ いじめの事実関係の調査、児童への指導、支援体制の整備、対応方針の策定、保護者との連携を行います。
- ④ 重大事態が発生した際の情報収集や事実の調査を行います。

- (3) 構成

【教職員】 校長，教頭，生徒指導担当教員，人権教育担当者，養護教諭

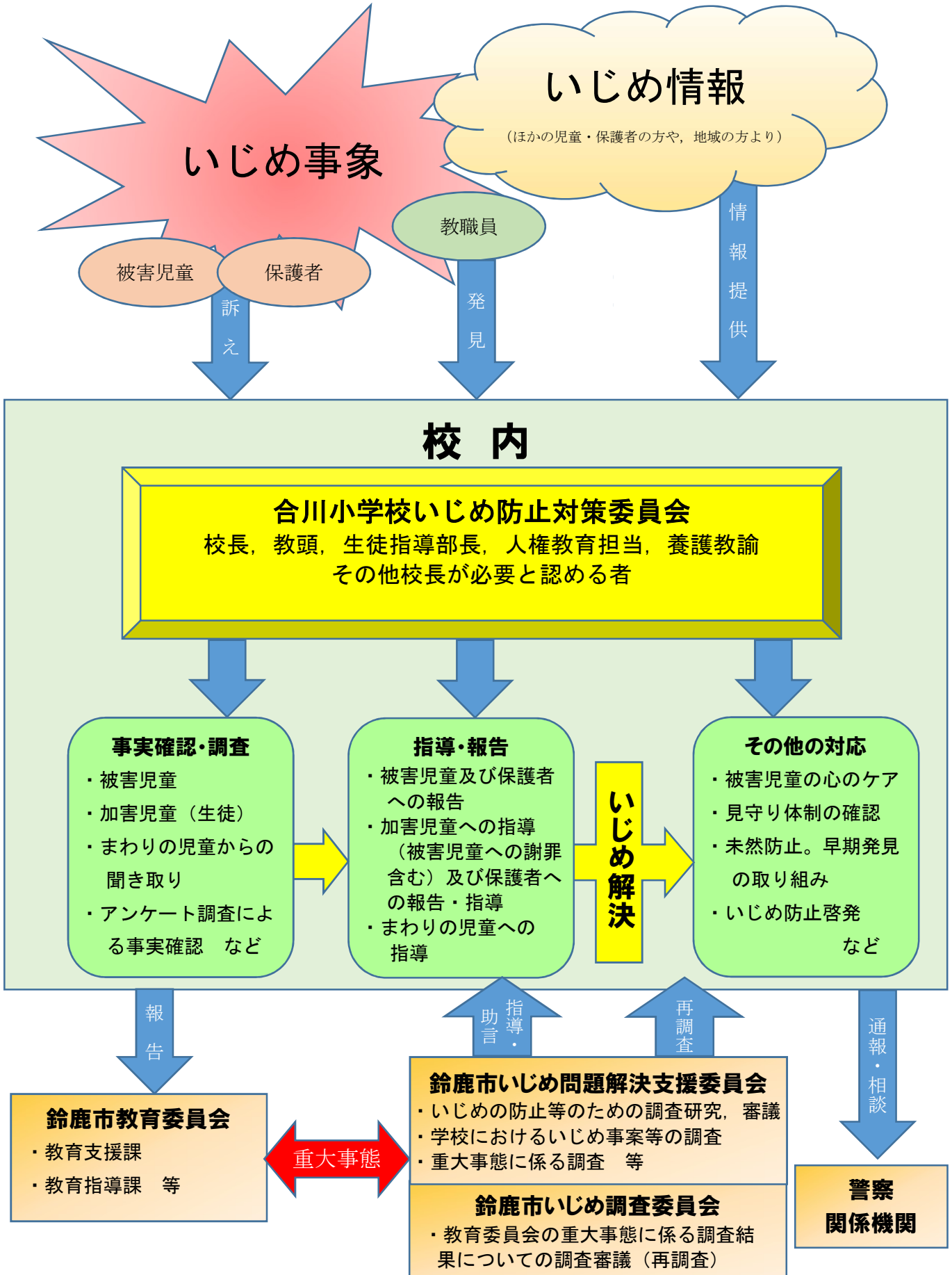
【教職員以外】 スクールカウンセラー等，その他学校長が必要と認める者

- (4) 会議の開催

開催回数は概ね年2回程度とする。

VI いじめ事案が発生した場合のフロー図

合川小学校



V いじめの相談窓口

いじめの相談窓口等について、定期的に児童や保護者等に伝え、安心して通報や相談ができるように周知していきます。また、相談されたいじめの問題については、学校と相談窓口が迅速で緊密な連携を図り、組織体制を整えます。

【鈴鹿市のいじめの相談窓口】

- ・いじめSOSテレホン 059-382-9250 [平日 9:00~17:00]
- ・いじめSOSメール e-mail: ijime-sos@city.suzuka.lg.jp
- ・子ども家庭支援課
子どもに関する相談窓口 059-382-9140
- ・子ども人権相談 059-384-7422 [火~金 8:30~17:15]

〔鈴鹿市以外の相談窓口〕

- ・いじめ電話相談 059-226-3779 [24時間受付]
- ・24時間子どもSOSダイヤル0120-0-78310 [24時間受付]
- ・こどもほっとダイヤル 0800-200-2555 [13:00~21:00]
- ・チャイルドラインMIE 0120-99-7777 [16:00~21:00]
- ・少年相談110番 0120-41-7867 [月~金 9:00~17:00]
- ・子どもの人権110番 0120-007-110 [平日 8:30~17:15]
- ・子ども弁護士ダイヤル 059-224-7950 [月~金 9:00~12:00,
13:00~17:00]